

認定取得による税制上の措置

個人が支出した認定法人への寄附金に対する措置

所得税

個人が認定法人に対し、その認定法人の行う特定非営利活動法人に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます。

(1)所得控除

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算式》

特定寄附金の額の合計額 - 2 千円 = 寄附金控除額

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

(2)税額控除

その年中に支出した認定法人に対する寄附金を額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額(所得税額の 25%相当額を限度)を、その年中の所得税額から控除できます。

《算式》

(認定法人に対する寄附金の額の合計額 - 2 千円) × 40% = 税額控除額

(注) 認定法人に対する寄附金の額の合計額は所得金額の 40%が限度です。

ただし、認定法人に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定法人に対する寄附金の合計額は、所得金額の 40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の 25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と以下を書類を添付又は提示する必要があります。

①特定寄附金を受領した旨(その寄附金が認定法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。)

②その金額及び受領年月日

(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定法人

が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります。

個人住民税

認定法人に対する特定寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます。

《算式》

$(\text{寄附金 (注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 10\% \text{ (注2)} = \text{税額控除額}$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6%

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます。(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。) このとき、寄付先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。(この場合は、所得税の控除は受けられません。)

※どの寄附金が指定されているか等については、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

法人が支出した認定（仮認定）法人への寄附金に対する措置

法人が認定法人に対し、その認定法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

(一般寄付金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1 / 4$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1 / 2$$

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定法人が証する書類を保存しておく必要があります。

(3) 相続人等が認定法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定法人に対し、その認定法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

(証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附をうけた認定法人が

- ① その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
- ② その寄附を受けた年月日及びその財産の明細
- ③ その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります。